第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第二十四条（見出しを含む。）	第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条（見出しを含む。）	第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十六条第二項	第十二条第二項	第十二条第二項（法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十八条	第十七条	第十七条（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十九条	第十八条	第十八条（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十六条（見出しを含む。）	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十七条（見出しを含む。）	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十二条（見出しを含む。）	第十六条の六第二項	第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条（見出しを含む。）	第十六条の六第二項	第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二章中第二十条の二を第二十二条とし、第二十条中「第五号」を「第六号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第二項中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第七条第二項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「第五条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条を削る。

第五条第一項各号列記以外の部分中「法第五条第五項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「続柄（」を「続柄等（」に、「続柄」を「続柄。民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した場合、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として委託されている場合又は第一条第一項に該当する場合（以下「特別養子縁組の請求等の場合」という。）にあっては、その事実。）」に改め、同項第五号中「続柄」の下に「（特別養子縁組の請求等の場合にあっては、その事実。）」を加え、同項第七号中「第四条各号」を「第五条各号」に改め、同項第九号中「第五条第一項第二号」を「第五条第三項」に改め、同項第十号中「第九条各号」を「第十条各号」に改め、同項第十一号中「第十八条各号」を「第十九条各号」に改め、同条第七項中「同項第七号」を「同項第三号若しくは第七号」に改め、同条を第七条とし、第四条の二を第六条とする。

第四条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に、「前号イ又はロ」を「次」に改め、同号に次のように加える。

イ　死亡したとき。

ロ　養子となったことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなったとき。

ハ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

第四条第四号中「親」の下に「（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する者を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同条第八号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条を第五条とし、第一章中第三条を第四条とする。

第二条中「労働者が同居し、かつ、扶養している」を削り、同条を第三条とする。

第一条中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（法第二条第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない労働者とする。

2　法第二条第一号の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第二項の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

（激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令の一部改正）

第五条　激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令（昭和三十九年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六条」を「次条」に、「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に、「雇用保険受給資格者証」を「受給資格者証」に改める。

第十一条第五項中「第四十八条」を「第十七条の三」に、「「第一項の」を「「激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令（昭和三十九年労働省令第十八号）第十一条第一項の」に改める。

第十二条の見出し中「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改め、同条第一項中「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第六条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第十二項中「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に、「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第三条の見出しを「（求職活動支援費）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「法第十八条第三号に掲げる給付金（以下「広域求職活動費」という。）」を「広域求職活動費」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。